

令和5年5月23日提出

有資格業者の指名停止を行いました

標記について、次のとおりお知らせします。

期 間	令和5年5月23日(火) ~ 令和5年7月22日(土)							
内 容	<p>諫早市は有資格業者を下記のとおり指名停止としました。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1"><tr><td rowspan="2">指名停止業者</td><td>水道機工株式会社 代表取締役 古川 徹 東京都世田谷区桜丘5-48-16</td></tr><tr><td>株式会社水機テクノス 代表取締役 原 毅 東京都世田谷区桜丘5-48-16</td></tr><tr><td>指名停止期間</td><td>2か月</td></tr><tr><td>指名停止の理由</td><td><p>上記2業者は、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し、虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたなど、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長より監督処分(営業停止)を受けたことによる措置。</p><p>諫早市入札参加資格者指名停止措置要領 第1「別表第2第8号(建設業法違反行為)」該当</p></td></tr></table>	指名停止業者	水道機工株式会社 代表取締役 古川 徹 東京都世田谷区桜丘5-48-16	株式会社水機テクノス 代表取締役 原 毅 東京都世田谷区桜丘5-48-16	指名停止期間	2か月	指名停止の理由	<p>上記2業者は、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し、虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたなど、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長より監督処分(営業停止)を受けたことによる措置。</p> <p>諫早市入札参加資格者指名停止措置要領 第1「別表第2第8号(建設業法違反行為)」該当</p>
指名停止業者	水道機工株式会社 代表取締役 古川 徹 東京都世田谷区桜丘5-48-16							
	株式会社水機テクノス 代表取締役 原 毅 東京都世田谷区桜丘5-48-16							
指名停止期間	2か月							
指名停止の理由	<p>上記2業者は、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し、虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたなど、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長より監督処分(営業停止)を受けたことによる措置。</p> <p>諫早市入札参加資格者指名停止措置要領 第1「別表第2第8号(建設業法違反行為)」該当</p>							
問い合わせ先	諫早市 企画財務部 契約管財課 担当:今泉、西山 電話番号:0957-22-1500(内線3683) E-mail:keiyaku@city.isahaya.nagasaki.jp							
備 考 (記事解禁日等)								